

原子力発電所所在市町村の 地域振興に関する要請書

【特定財源見直しに関する基本方針について】

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電所所在市町村の 地域振興に関する要請書

【特定財源見直しに関する基本方針について】

原子力発電所所在市町村は、安全確保を大前提として、エネルギー確保という国の重要政策に協力することにより、原子力発電所と共存共栄を図りながら、まちづくりを進めております。

さて、平成17年12月9日、自由民主党政務調査会特定財源見直しに関する合同部会において、「特定財源見直しに関する基本方針」が提示されました。

その中の電源開発促進対策特別会計については、原子力政策という重要国策に全面的に協力してきました立地市町村にとりまして、地域住民の理解を得る礎であるとともに、国との信頼関係の基礎となるものと認識しております。

このような関係において、今回の見直し案は、長年築いてきた信頼関係を損なうばかりでなく、今後の新たな立地の促進に大きく支障きたすものと言わざるを得ません。

既に閣議決定された原子力政策大綱には、「原子力政策の諸活動は立地ができて初めて可能になる」と、国において立地地域の重要性が明記されています。

従って、大綱の趣旨を尊重され、電源開発促進対策特別会計の見直しについて、下記の理由により再検討されることを要請いたします。

平成17年12月15日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

記

- 1．今回の見直しは、電源開発促進対策特別会計における剰余金の蓄積が引き金となっています。しかし、その原因は電源開発促進税が特別会計に直入されていることではなく、電源開発の遅延によるものであります。
- 2．特別会計の意義は、本来受益と負担との関係を明確にすることにあります。電源開発促進税を直入とすることは、負担の明確化に必要不可欠であり、一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みは、特別会計としての存在意義を大きく損ねるものであります。
- 3．将来、財政需要が生ずるまでの間、電源開発促進税を一般会計で活用するという措置は、電源開発促進税を一時的に一般財源として活用するという意味であります。電源開発促進税を特定財源として位置付けるならば、一般財源として活用した電源開発促進税を将来的に全額特別会計に繰り入れるということを明確に定めるべきです。